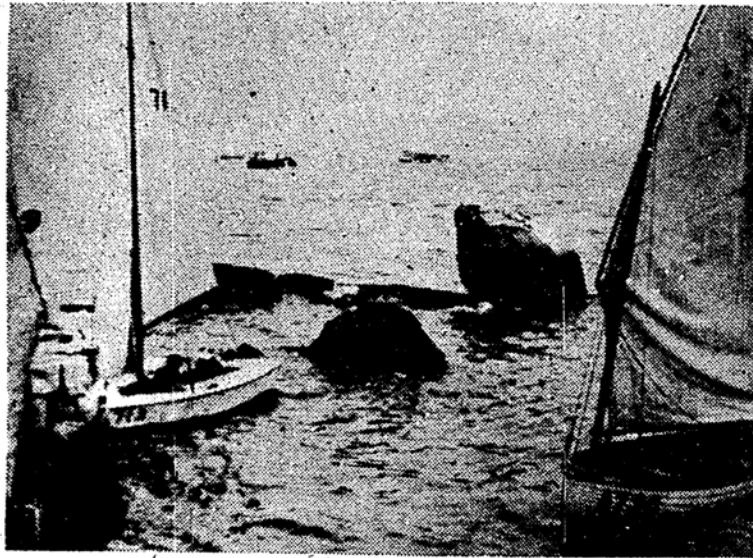


広島市 お知らせ

第 41 号

28. 7. 1

(市販買備ひろしま版) 発行 広島市役所市長室買備係 印刷所 中本印刷株式会社



夏

体育の向上に

努めましょう

うづつしい梅雨もあけ、海に山に体育の好時期が参りました。特に児童に対し次のことに注意して、事故を未然に防止し、折角の好時期を楽しく愉快にすごしましょう。

水 泳

『入水前の注意』

◎ 関節や筋肉を柔軟にするため準備運動を十分に行うこと。

◎ 耳垢をとっておき、耳に水が入るのを防ぐため指で耳にさすこと。

◎ 入水前必ず排尿すること。

◎ 団体の場合は、人員点検を正確に行うこと。

『水泳中の注意』

◎ 足、手、頭、胸の順序に心臓に近い部分から水に浸すこと。

◎ 危難防止上、水中では時々目をあける習慣をつけること。

◎ 水中に入る時は、いきなり飛び込まないで水底の状態をよく確かめること。

◎ 水泳中も時々頭を潜らし目射病を警戒し、又体温保持のため入水中は勢いで泳ぎし長期間水中にいないこと。

◎ 溺れた真似や他人の頭を押さえて、溺らせる真似をしないこと。

◎ 溺れそうなる者があれば、すぐ周囲の人に知らせ浮袋を投げてやるか又は細い縄を投げてそれにつかませること。

◎ 救助にゆく場合は、必ず背後から助けること。もしからみつかれたら一度水中に入つて相手を離すこと。

◎ 一人で泳ぎに行く場合は、自分の力をよく知つて無理をしないこと。

◎ 身体に故障が起れば、落ちついて附近の者を呼ぶこと。

『水中から上つたあとの注意』

◎ 団体の場合は、人員点検を速やかに行うこと。

◎ 友人と水泳に行った場合は必ず連立つて帰ること。

◎ 清水で全身を洗い、特に洗眼、うがい、耳の水を出すこと。

◎ 女子は髪をよく洗つこと。

◎ 皮膚を急に湯に焼かないこと。

◎ 濡れた衣類、縄を長くつけたままにしないこと。

◎ 食べ過ぎ、消化の悪いもの冷たいものに注意すること。

◎ 十分休養し、睡眠をとること。

『水泳を避ける場合の注意』

◎ 発熱者、ツベルクリ反応陽転後一年未満の者、

◎ 心臓病、脚気、月経時、結核、下痢、動脈硬化症、

◎ 高血圧、栄養不良、腎臓病の者

◎ 溺流、汚水の場所及び下水溝放出口附近

◎ 波浪の多いとき、河口の附近、海藻の多い場所

◎ 食事直後、飲食後、空腹時、激動直後

◎ 回覧についてお読み下さい



▲ 本館生誕では、来る七月二十日から八月三十一日までを特に「河川の清掃週間」とし、河川、沿岸部の堆積、塵芥一掃運動に乗り出すので、汚物、危険物等を捨てないようにすることは勿論、一般市民の御協力をお願いいたします。

登 山

◎ 二人以上の場合は最も足弱な人を基準に行程の時間割を作る等、計画をたてること。

◎ 道に迷つた時は、方向をよく見極めて道のある処を選んで降りること。

◎ 標板の二つは家に持ち帰る小掛が必要です。又食事は途中少しづつ摂ること。

◎ 携帯として、水筒、登山消費用、頭痛胃腸部効果薬、糞便等忘れぬこと。

『第十回市民ハイキング要項』

一、日 時 昭和二十八年七月十五日 午前九時集合

二、集合場所 宮島線三原駅

三、コース 海老山と瀬戸

電車西広島―五百市下車―海老山―築久園

四、費用 大人 四十円 小人 二十五円

電車賃と入園料

五、携帯品 帽子・汗拭用品

(体育課 衛生課)

勝負期間 三月以内
 利率 日歩三錢三厘 保証人二人以上
 なお、申込人は、必ず受けることになつており、
 窓口で即座に断わるようなことはありません。又申
 込の際この制度（略称「市敵」）による申込みであ
 ることを言つて下さい。その他詳細は市商工課にお
 問い合わせ下さい。

（商工課）

広島市のお知らせ

第 43 号

28. 9. 1

(市報廣南ひろしま版) 発行 広島市役所市長室廣南係 印刷所 中本印刷株式会社

風水害の時期を控え !! 広島市の水防対策は !!

残暑もやわらぎ、幾分涼しくなつたと思つて、毎年のことながら我々は風水害の危険にさらされます。特に今年は既に九州地方、近畿地方に未曾有の災害があり、広島市も決して安閑とはしてはいられず、平素万全の備えが必要なのです。

では広島市の水防対策はどうなっているか……以下関係当局へ聞いて見ます。



(写真は大田川河畔に於ける水防訓練)

終戦直後の水害を始め、ジーン、ケイト、キジャ、ルースと相次いで被害を蒙つてゐる状況だが災害復旧はなかなか進まず、台風情報やラジオや新聞で知られる度に吾々は不安でならない。広島市の実情を知らして欲しい。

答：「御承知のとおり広島市は北部中国山系に源をもつ太田川が市内を八つに割つて分派し、産業発達のため大きな力となつてゐるが、その反面年月と共に上流より押流された砂は次第に河床を高めて、疎通能力は減退し、その上山地は戦時、戦後の乱伐で四分の一はけ山となり、命と金の打撃防も野菜が作られたり、不法にバラックが急造されたりして洪水に際して海に心もとない。こんな状態では、出水の状況によつては危険は必至と見なければならぬ。」

問：「では出水に際して広島市はどんな対策をもつてゐるか。」

答：「広島市の水防は、消防機関が主体となつて、これに技術方面を担当する土木、広範等にたつたる総務の二部を合せ、四部十三係約一、〇〇〇名で組織されている。」

問：「その水防組織はどんな活動をするか。」

答：「水防活動を大別すると、予防警戒と応急工作、人命救助及び避難のための立退きに別けられる。先づ予防警戒は消防局、署において平素から堤防等の危険箇所、調査連絡はもとより、降雨に際し雨量が多くなるに従つて、各河川堤防に巡視員を派遣して危険度合を調査し関係者に通報する。

堤防などの決壊、或は洪水の危険が予想され、又は発生したときは各危険箇所附近に待機中の消防団が土木技術者の指導の下に急急防ぎに着手する。

いよいよ危険が切迫すると、消防機関は人命救助の用意とともに、その緊迫した状況をラジオ等で未端までお知らせし、ラジオカーなどで危険な区域の住民の避難のための立退きを指示する。問：「立退きの場合、指導者がいなくてはかえつて混乱し逆効果になりはしないか。」

答：「これも、無秩序な避難は却つて恐い結果になる。立退きを指示する場合は、消防機関が災害救助分隊、或は警察吏員が直接指導に当たるから、これ以外の者のデマにまどわされてはならぬ。」

問：「立退きの場合の心得について。」

答：「先ず服装をできるだけ身軽にして、最小限度の食糧と飲料水があれば若干の医薬品と嚮き、照明具これ以外は持たないこと。

立退き先は、指導者の指示に従ひ、特に事情あるとき、或は歩行困難な病人などはその旨必ず指導者に申出ること。

又避難に先立つて二食程度の糧食を炊いて用意し、翌夜は必ず閉めてなるべく釘付けにしたがよい。

荷揚げについては適当な位置に棧を設けて、梯子や板で棚を急造できるように平土から工夫して置くことも大切だ。」

問：「この度の九州方面の水害ではあまり出水が急速で、しかも広範囲に亘つたため、逃げおくれた者が多数あつたようだ。」

答：「水勢の判断は非常にむづかしいもので、意外なところから被害が発生する。そういう場合の用意に、長めの薪などを束にして棧がわりにし或は近所と申し合せて簡単な筏のようなものを平素から準備して置くのもよい。

水上を避難するに当つては必ずロープを用意すること。万一流されたらなるべく大きな漂流物に、丸いものより角材に、短いものより長いもので平たいものにつかまると安全である。最後に一つ一般に水害の場合家財に執着するあまりに避難命令に従はず立退きの時機を失ひ、そのため多くの行方不明や死傷者を出す結果となるので、避難のための立退き指示があつたならば、最大限度の身用品だけを持って絶対に指導者の指示に従つてもらいたい。

なお、山地に避難した場合はけ山を避けて「できるだけ樹木の茂つてゐる場所を選ぶこと。」

なお、台風に対する家の整備は、

●ラジオで平均風速が二〇メートル以上になるといつことが報道されたら、これは建物が壊れるほどの強い風ですから充分警戒して下さい。

●皆さんの家の周りの地形をよく考えてみましょう。

海岸はた、がけのはし、「丘の上などは強い風が直接ぶつかるところだ。」

●建物がゆれたりスレ動いたりしないように、玉石基礎の建物は、その土台の両側に杭を深く打込んで土留をしつかり止めしなす。

●家をカッパシリさせましょう。柱と柱にスジカキをとりつけることが大切です。

●外側が土壁の家は暴風雨で壁土が落ちないよう下に下見板を張つて保護しましょう。

●雨戸や窓を吹き破られないよう修繕、補強しておきましょう。

(消防局)

◎回覧にしてお読み下さい

--	--	--	--	--

要は発生源の管理が大切

(写真は便池汲取口コンクール)

故の陣形場所さえなくすれば、即外に逃れたため成功するものであり、しかもこれを主体としてこの運動を進め、止むを得ぬ場合のみ腹中割のたすきを借りる方法をとるならば殆んど経費を必要とせず永續性も生ずる次第です。

又この運動と閣議のあるごみ処理の問題にしても、同

建設大臣から表彰

若草町市営アパート

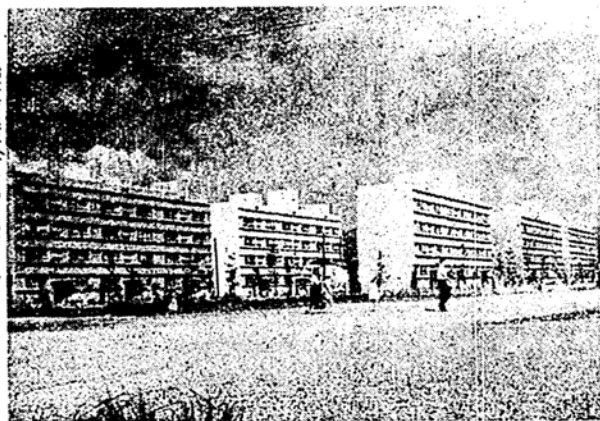
広島市では、来る九月一日午前零時現在を期し広島市内にある約二万二千軒の建物（抽出により選定）住宅について、住宅統計調査（指定統計第十四号）を行うことにいたしました。

住宅問題は、戦終直後に比較するとかなり改善されてきたようではありますが、住宅の不足はまだまだ深刻なものがあり、手狭な家に、世帯、三世帯と同居を余儀なくされている人々も少なくありません。この調査はこうした住宅

建設大臣から表彰
若草町市営アパート

広島市若草町市営アパートは、設備と附近一帯の環境等の点で全国でも優秀の折紙をつけられ、七月二十四日建設大臣から表彰されました。今回表彰されたのは全国では六ヶ所で鉄筋団地は三市にすぎません。

なお、同町には現在鉄筋アパート六棟百四十四戸と木造八十五戸が建っています。（住宅課）



(写真は若草町市営アパート)

すべての住宅及び住宅以外で人が居住している建物について

すべての住宅及び住宅以外で人が居住している建物について

種類、世帯主氏名、世帯数
及び世帯人員、居住室の数
及び畳数等

『建築中以外の住宅について』
構造、腐朽破損の程度
について』
の関係、台所の有無、給水設備の

有無、排水設備の有無等
特に抽出されたものの各世帯について――
世帯主の職業及び従業上の地位、家賃又は間代

(調查課)

“としよりの日” 九月十五日

九月十五日から一週間を「としよりの福祉週間」として、としよりになぐさめとほけましを与えるといふいろいろな行事が行われます。

近頃銀つた個人主義から肉親をも省みない傾向が生じ、老人に対する尊敬の気持は薄らぎ、このため老人を「としよりの福祉週間」に淋しく世を去つて行く老人が決して少くありません。

これら老人たちの生活をまもることは社会の責任であり、後進者の義務でもありましよう。

「としよりの日」は、私たちにと新たな関心と反響をもとめる目です。本市におきましても「としよりの福祉週間」における行事として、次のことを計画して

六つとや
むぢやに捨てるな「ヨミ箱」へ「ヨミ
箱」へ 土わら、紙くす、薬木など
薬木など
七つとや
なはさておき水溜り 水溜り
下水の清掃にえまなく たえまなく
やりましようみんなぞ草取りを 草取りを
漕つたところを なくしましよ

九つとや　　ここまで出来たら D・D・T　D・D・T　　なくしましよ
 粉やら液やら　　まきましましよ
 十とせ　　とうとう完成致し「はえ」が　　蚊と「はえ」　　まきましましよ
 がひとつも見えない桃源境　　桃源境　　（保健所）

赤おんの検診と選奨会及びコンクールを次のよう
うに行いますので多数御参加下さい。

一、検 診
1 検診は婦人會、助産婦を中心とした各学区単位
に実施する。

2 受検該児
イ、乳児 昭和二十七年九月一日から昭和二十
八年八月三十一日まで生れた乳児
ロ、幼児 昭和二十六年九月一日から昭和二十
七年八月三十一日まで生れた幼児

二、選 奨 会
1 第一次審査 各地区の検診の結果、優良
児を推せんする。

イ、乳児
（一）名（純人工児より男女を問わず）
（二）名（母乳、混合、人工より男女各
一名）
ロ、幼児
（一）名（純人工児より男女を問わず）
（二）名（男女各一名）

2 第二次審査
イ、期 日 十月一日午後一時
ロ、場 所 保健所講堂
ハ、選 出 法 各地区から推せんされたものを再
審査し次の通り選出す。

（優秀十五名） 優良十五名（母乳、
混合、人工）
（優秀二名）（純人工）
（優秀、優良若干名）

三、コンクール
1 参加資格者 昭和二十七年九月一日から昭和
二十八年八月三十一日まで生れた
乳児

2 右のうち最も優秀な乳児を次の通り中央（県）
へ選抜する。

乳児
六名（母乳、混合、人工より男女各三名
以上）（純人工より男女を問わず）
（一）名（二）名（三）名（県）において行う。

四、検診日程（コンクールを含む）
月 日 区 域 検 診 場 医師 数
一 月 日 草 津 同上小学校 1 2
二 月 日 古 江 同上小学校 1 1
三 月 日 上 野 同上小学校 1 1
四 月 日 永 野 同上小学校 1 1

三 日 木	高須会館 同小学校	3	1
四 日 金	南靉音	2	2
五 日 土	舟江入波	2	2
七 日 月	福天島灣 同上隣保館	2	2
八 日 火	三牛島 同上小学校	2	3
九 日 水	本広瀬	2	2
十 日 木	白大川	2	2
十一 日 金	鐵町 母子寮	3	2
十二 日 土	神中島 同上小学校	2	2
十四 日 月	千皆田実	3	3
十五 日 火	袋竹町屋	1	2
十六 日 水	似字島品	1	4
十七 日 木	元宇那品	1	1
十八 日 金	段仁原保	2	1
十九 日 土	大河比治山	3	2
廿二 日 月	尾荒神長	2	2
廿四 日 火	矢青崎	1	2
一月 日 木	第二次密查		
備考	保健所		

1検診受付時間午後一時から午後三時まで（時間厳守）
2受検者は母子手帳持参のこと。

(保健所)

基本選挙人名簿の調製
9月15日現在で10日から実施

◎昭和八年十二月二十一日以前に
出生した男女全員
◎修学 旅行、入隊、入隊
船舶乗組等のため一時不在の方
(生活の本拠が家族の所在地に
あるかどうかを調査する)
なお最近変更になりました学
生、生徒の住所の認定については
「寮、寄宿舎又は下宿等に居住し
ているもの」でその学費の大半を郷
里から仕送りを受け休職等に帰省
する者の住所は郷里にあるものと
認められたる」の行政措置になりま
したので御注意願ひます。
次に漁業調整委員会選挙人名簿
の調査もこれと同時に、調査
の調査の異なる点は左の通りであ
りますが、この場合補充選挙人名
簿を調整する制度がないので御注
意下さい。

拳銃事件について

御協力をお願いします

八月十日市内猿猴橋に発生した事件は、いわゆる第
次ヒストル乱射事件としてまたまた市民に恐怖と嫌惡の
念を与えているようであります。

過小宅地の

救済について

このたび広島市東部土地區整地域内の市有地を、換地の交付を受けられなかつた方に売却しますから留受御希望の方は、八月二十日から九月末日までの間に広島市建設局東部復興事務所（基町）へ申請書（東部復興事務所庶務課備付）を提出して下さい。但し、次に掲げる各号の一に該当している方に限ります。

一、東部土地區圖整理地区内で昭和二十年八月十五日現在、一坪以上十坪未満の土地所有者で引き続き現在までその土地を所有しているもの。

二、東部土地區圖整理地区内で昭和二十年八月十五日現在、一坪以上十坪未満の土地所有者であつたがその後昭和二十六年十二月末日までにその土地を売却したもの。

なお、売却市有地の位置、その他詳細は申請場所でお問い合わせ下さい。

納得のゆく納税を 市当局と納税組合 との懇談会

合理的徴税方法の一つとして市徴税課では、従来から市内各地区別納税組合と懇談会をもち、組合組織の理解、納税のあい路打開策等について活発な意見の交換をしているが、今年も既に一〇四組合と懇談会を開催することを申し合せ明らかに広島市の建設にのりたすこととなった。

一、昭和二十八年年度納税の防止
二、地域組合の事務を出張所へ移管すること。
三、過年度（二十七年年度納税は「組合員別納税計画書」を作成して実情調査の上整理すること。
四、優良組合の表彰
五、納税成績不良組合員に対する積極的指導並びに対策をたてること。
六、日掛、目掛の奮励（計画納税）
七、令費の組合別配付
八、その他、組合と市当局との連絡を密にして絶えず意志の疎通を図る。

なお、納税貯蓄組合に対しては、国及び県、市から補助金が交付され、広島市としては、次の補助金を出すことになっておりますので、未だ組合に加入されていない方は、速かに御加入になり、納期限がきても苦しまないで納税の義務が果せるようおすめいたします。

●組合員一人につき年額三十円以内
●納期限内及び期限後十日以内に完納した場合は
○徴税令書一枚につき三円以内
○納入額の百分の一・五の額

固定資産税第二期納期限 九月三十日

昭和28年度
市民納税第二期
納期限28.8.31
納期限28.9.31
の

納期限が過ぎました

一日後れれば日本市の復興が後れ、又それだけ無駄な手数がかかります。今すぐ、持ち寄りの郵便局、市公金取納所及び市役所出張所へ納税下さい。納期までに納付しなさいと延滞日数によって附帯金（督促手数料、延滞金、延滞加算金）が加算されますから、御注意下さい。

（収銀・資産税課）

利息の安い公益質屋を 御利用下さい

公益質屋は、少額所得者のための金融機関としてつくられた社会施設です。何かにつけて御便利ですから御利用下さい。

なお、業務内容は概ね次の通りです。

- 一、場所 広島市東公債質屋
(広島市稲荷町電停南側約十丁)
広島市西公債質屋
(広島市天満町電停北側)
- 二、利用者 市内に居住する少額所得者
- 三、質物 衣類、器具その他
- 四、貸付金 一世帯 五千円まで
- 五、利率 月百円につき一ヶ月 三円
(日数計算により十五日未満の場合は半ヶ月分です)
- 六、返済期限 四ヶ月
業務時間 午前九時から午後四時まで
- 七、休日 日曜日・祝日・土月十九日から一月三日まで。
土曜日は午後休業



赤い羽根募金93%達成 市民の皆さん ありがとう!!

皆さんの御協力をいただきました昭和二十七年年度共同募金も目標額の93%に達する成績を収めることができました。その内から本市関係施設に百八十八万六千八百八十八円の配分を決定し、又本市内収容施設に対する関係の配分六百三十七万三千円も終了しましたことは、ひとえに市民の皆さんの社会福祉に対する深い御理解と御同様の賜であり感謝にたえません。

なお本年度も募金目標額六百七十五万五千四百五十五円に

決定されましたので一層の御協力をお願いいたします。

昭和二十七年年度共同募金成績

目標額 五、〇七九、一五〇円
募金総額 四、七三四、五四四円九五銭
街頭募金 一、四五一、五〇〇円五〇銭
戸別募金 三、二八一、九七四円四五銭
大口募金 (社会課)

こんな貸付制度を 御存じてすか!!

「発明研究奨励金貸付制度」
「研究工業化奨励金貸付制度」

広島県では、毎年各種の発明研究を促進すると共に、優秀な発明品の工業化を奨励する意味で、「発明研究奨励金及び発明研究工業化奨励金貸付制度」を設け、一般市民の活用をお奨めしてありますが、本年度も又七百万円の資金を計上してありますので、御希望の方は来る九月末までに申請書を広島市商工課を経由広島県知事宛提出して下さい。

なお、申請様式及び手続については県商工部企業課、広島市商工課工業係、同相談所、発明協会広島県支部の何れかへ御問合せ下さい。(商工課)

第一回市民芸術講座

主催 市教育委員会、中央公民館、中国新聞社、広島演劇協会、広島ペンクラブ
後援 県教育委員会、広島中央放送局、ラヂオ中国

- 一、とき 8月21日～10月23日 毎週金曜日
(午後6時から午後8時10分まで)
- 二、ところ 広島市基町 広島市中央公民館
(電車、バス 相生橋下車)
- 三、受講料 金期(個人) 一人 二〇〇円
金期(学生) 一人 一五〇円
金期(団体) 一人 一五〇円
- 四、申込先 中央公民館、県市社会教育課
一、日程と内容(九月分以降)

月日	時間	午後6時7分	午後7時10分
9月4日	「映画と俳優」	「現代の洋画」	
9月11日	「ラヂオドラマに ついて」	「古典音楽と 浪漫音楽」	
9月18日	「ボビニエリミュー ジックについて」	「アメリカの音楽劇 とシヨボート」	
9月25日	「広島の人俗と民話」	「アメリカの音楽劇 とシヨボート」	
10月2日	「劇曲の技法」	「作曲について」	
10月9日	「テレビの話」	「ガフカ・カミュ・ グリニ」	
10月16日	「生活の中からの美」	「芝居の見方」	
10月23日	「我が道」	「平和と国民文学」	

原爆孤児塚本武君(旧姓 静岡)の親せきの 方はごさいませんか

被爆時塚本武君(旧姓は静岡武君で荒神小学校三年生九才)の住所は八丁堀にあり、父は秋雄、母は朝子という名で、勿論死にいたしました。現在は静岡県駿東郡玉穂村中畑、塚本要氏の温い世話で同氏の家に起居し、高等学校に通っています。

もしも心当りの方がありましたら、市役所市長室に御報告、又は塚本要氏の住所に御連絡下さるようお願いいたします。(広島県)

28. 10. 1

《市政資料ひろしま改題》 発行 廣島市役所市長室資料係 印刷所 中本印刷株式会社

去る六月二日の調査概数発表

広島市の都市的地域圏はどんな範囲か、将来どのようにに発展して行くか、物資、電力、水道、交通機関等がこれからどんなに用意されるべきか、産業がどのようにに振興されて行くべきか、消費力がどの位あるか、顧客は何十万人位あるか、都市建設をどのようにに進めて行くべきか、周辺の各市町村と広島市とがそれぞれどのような人的、物的関係あるか等々を測定する目的をもつて、去る六月二日（午前六時―午後六時）実施した、地方都市としては全国初の昼間人口調査の結果（概数）が、左の通り集計できました。

区	分	男	女	計	摘要
市内に住んでいる人		一六〇、〇〇〇人	一六三、〇〇〇人	三二三、〇〇〇人	この日の昼間全時間を通じて、余然市内にいなかった人数を差引くと三八、〇〇〇人となる
市外から通つて来る人		二六、〇〇〇	九、〇〇〇	三五、〇〇〇	
旅行中等で市内に宿泊滞在した人		二、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	昼間時間にかけての宿泊滞在者である。(時現在考)
合	計	一八八、〇〇〇	一七三、〇〇〇	三六一、〇〇〇	
訪問、買物、娯樂等のため市外から入つて来た人				一四、〇〇〇	附帯調査
総	計			三七五、〇〇〇	
市内に住んでゐる人で当日昼間全時間を通じて市内になかつた人				五、〇〇〇	
右を差引くと				三七〇、〇〇〇	
註 広島市内に住んでいる人の中で、通勤、通学その他市外に通じている人は六、〇〇〇人である。					

一、

一、右の調査数は厳密にその日のみの状況であつて、平常的でない。従つて市外から通う人で、当日賜暇、欠勤、欠席した人数は入つていない。このような人々が約四千人あるものと推定される。

二、訪問、買物、娯楽等のために市外から入つて来る人数は、この調査の附帯調査として美濃通機関の普通乗車船券により調査し、同日正午までで切つて算出してある。

三、市の出張所管区別に見て、昼間人口増加の最も激しいのは旧中央出張所管内であつて、約二万人が昼間増加している。これに続くのは基町出張所管内の五千人、大河出張所管内の三千人

加の余くないのは似島出張所管内である。

のは国鉄関係であつて、四千余人が市外から通つてゐる。交通機関々係は交替勤務制のため、この日の昼間出務しなかつた人もある。で実質的には市外から通う人の数は更に増大する。

入通つてゐる人は六、〇〇〇人である。

五、市内の各学校の中で市外から通う学生の最も多いのは広島大学、各部計二千四百人である。市内の各官公庁の中で市外からの通勤者の最も多いのは広島県庁の七百人であり、県庁構内には市外からの通勤者が一千三百人ある。

六、物資集散の面から見ると、例へば食料品市場關係で市内に通つて来る人数は約三千百人ある。これらは出荷人、買出人、市場従業員等であつて、最も遠隔地から通う者は山県光市、柳井町方面、或は尾道市等がある。

七、失對従業員者で市外から通つて来る者は、登録されている総数は九百四十七人であるが、当日市内に出て来て働いた人数は五百五十人である。

八、この日郡部から市内へ脱び来りて来た人数は約二百人であつた。

いる人が非常に多いことも現われているが、目下郡市町村別、産業分類別、利用交通機関別、原爆被害者在否別と共に正確な数を集計中である。

(調査員)

**二億五千万円で豪華な公会堂建設
市の一部財界人の寄附で実現**



【写真は完成模形図】

広島市では、かねてから各種の会合その他の用にと、公会堂の必要性を感じていましたが、何分平和記念施設や橋梁その他建設工事に莫大な費用がかかるので、本市現在の財政事情ではゆ々実現困難な状態でしたが、この程奮然な一部財界人の寄附により、総額二億五千万円にもぼる募金は公会堂が建設されるという夢のような話がまとまり、去る九月二十七日平和記念館（陳列館）西側で、財界耆老若者田中好一氏はじめ関係者多数列席のもとに盛大な地鎮祭が執行了れました。

公会堂は、三階鉄筋シクリート二五七、一一坪取容人員は二十名で舞台、音響効果等について考慮が払われているので音楽会、演劇、集会等に適しております。

（當編輯）

◎回覧にしてお読み下さい

募金

今日の社会は相互扶助の世の中であり、個人個人が不安のない生活をその基礎の上立つてはじめて立派な世論が生まれ、よりよく共同社会ができ又発展するものであります。国これらの人々に対する援助もいろいろな法で規定していますが、それにはおのづかしの限りがあります、共同社会の一員としてお互い助け合つてこそ真に民主社会の繁栄を生ずるのであります。

来る十月一日から三十一日までは、これら不適な人々に対する救済運動、「国民たすけあい」共同募金（赤い羽根）運動が全国一斉に行われます。老いも若きもこぞつて胸に愛のシンボル赤い羽根をつけ、住まない社会の建設へ協力いたしましょう。

一、戸別募金
二、街頭募金
三、職域募金
四、大口募金

各良生区の民生委員、町内会に依り行つ各學校生徒、婦人団体、宗教団体、青年団その他募金奉仕者に依り行つ。各賞金、工場、会社に於て夫々自主的に募金に協力して戴く。

民生委員の協力により事務局（市社会課内）にて推進する。

市支会募金目標額
目標額 六百七十五万五千四百五円
内訳除額 二七九、三七円(お年玉はがき還元金)
合計實際募金額
戸別募金 六、四七六、〇八八円
街頭ク 四、八〇〇、〇〇〇円
大口ク 一、四七六、〇八八円
二〇〇、〇〇〇円
戸別募金は、本市の場合世帯数八三、三五・世帯に対し、生活困窮者が二三、〇〇〇余あるため、実際には約

開催

このたび第一回全国衛生共進会及び第十六回中国連合畜産共進会が広島市において開催されることになりました。本大会の目的は、わが国経済自立の基をなす食糧自給態勢の確立、つまり農産物の振興を図る意味で開催されるもので、その参加府県は三十一府県におよび、わが国畜産史上未だかつてその例を見ない劃期的な大共進会であります。

広島市としましてもの二天共進会について全面的な協力を行い、本大会が有意義に終りし、新日本農業のあり方の指針となるよう意願する次第です。

一、第二回全國和牛共進會
主催 全國和牛登錄協會
協賛 広島県、広島市
と き 昭和二十八年十月十
日 日から十四日まで
ところ 西棟兵場跡
出品区域 兵庫、鳥取、島根、

出品家畜
和牛、六頭

と き 昭和十八年十月七日から十日まで
 と ころ 西棟兵馬隊分屯地軍文化会館前広場
 出品区域 兵庫、岡山、山口、島根、島根、広島各県
 出品家数 乳用種牛、肉牛、種馬、種種羊、種山羊、
 種豚、種鶏計〇五点
 主催 広島市他

第二十六回中国通商會畜産共進會

(農水産課)

一世帯 七〇以上

狂犬病の定期予防注射(後期)
十月十四日から実施

狂犬病予防法第五条の規定により、昭和十八年度後期の定期狂犬病予防注射を左記日程で実施いたしますから、飼主は洩れなく受けさして下さい。

なお飼犬で、密接を受けていない犬は、鑑札をつけていない犬、予防注射を受けていない犬、又は注射済票（本年後期は緑色）をつけていない犬は捕殺され、その飼主は同法第二十七条の規定により三万円以下の罰金に処せられますから御注意下さい。

九月十日現在で四百六十六万圓余に達す

去る八月一日から同二十日まで、NHK主催社会福祉法人中央共同募金会後援で実施いたしました。原爆障害者治療費募金運動は、全国各地の皆様ご理解と協力によりまして、九月十日現在で左記の通り集まりました。御厚情に深く感謝いたします。

なお、御寄附全部の総計は、募金の範圍が広く集計に時日を要しますので今暫く御猶予下さる。

府県別件数	金額	府県別件数	金額
北海道	三六	三六	三六
青森	三六	三六	三六
岩手	三六	三六	三六
宮崎	三六	三六	三六
秋田	三六	三六	三六
山形	三六	三六	三六
福島	三六	三六	三六
茨城	三六	三六	三六
栃木	三六	三六	三六

駐 田米満は内訳、總計共紙面の都合上切捨てまし

漁船保険の加入を

お奨めします

漁船保険は一般保険制度とちがひ國が損害を補償します。又団体で加入（義務加入）すれば、國が純保険料の半額を負担する等優遇措置が講じてあります。不時の災害に備へ是非加入いたしませう。

対象艦隊 二〇トン未満の漁船
 手続
 ◎任意加入（個人加入）県庁八号館水産課内 漁船役
 險組合へ直接申込みのこと。

◎勝務加入（団体加入）組合発起人三名以上の連名をもつてその組合の人員三分の二（適用者）以上の同意書を取り前記漁船保険組合へ申請すること。

来る十月五日から実施

広島市商工課では計量法第四十二条の規定に基づき、来る十月五日から十一月二十八日まで、東部地区二帯各町の計量器（はかり、ます、さし）の定期検査を左記日親で行ひますから該当者は一人洩れなく提出して下さい。
なお疾病、旅行その他止むを得ない事由により各自の定期検査期日に受検できない方は、事前（前日まで）に計量係へ連絡して下さい。係では本庁（市役所）又は皆さんの都合より格好の場所まで、定期検査に代る検査を行います。又多少狂つてきた不台格器物を検査に提出された後も処罰することはありませんから、分銅、おもり等を揃へ必ず検査を受けて下さい。
その他計量器に関する御相談は、市商工課計量係（二階南側）へ御連絡下さい。

検査実施 期日	実施場所	実施区域
十月五日	青崎小学校	仁保町(青崎、向洋、堀越)
〃 〃 〃	尾長小学校	尾長町、矢賀町、曙町、東養園町、磐石町
〃 〃 〃	荒神小学校	大洲町、南養園町、西養園町
〃 〃 〃	八日	荒神町
〃 〃 〃	九日	猿猴屋町、大須賀町
〃 〃 〃	十日	松原町
〃 〃 〃	十一日	松原町
〃 〃 〃	十三日	牛田小学校、牛田町

い夏が過ぎ、すがすがしい行楽の秋とな

暑い夏が過ぎ、すがすがしい行楽の秋となりました。色々な病氣は、この秋口に起り易いものです。それは夏の暑さで弱つた消化器が暴飲暴食のためや、朝晩の気温の差が激しいため発生するのが最大の原因であります。又一方、細菌の増殖には好適の温度となりこのため食中毒も決して油断なりません。

これから盛んに行われるハイキングや運動会やお祭等において食べものによく注意して消化器系の伝染病や食中毒を未然に防ぐよう心がけましょう。

なお、これらの食中毒を防ぐには次のことに注意しましょう。

- 一、食物の製造場 調理場、食品貯蔵場を清潔にすること。
- 一、ねずみ、油虫、は等が食物につかないようにすること。
- 一、食品は、なるべく新鮮なものを選び衛生的に保管すること。
- 一、調理してから永らく時間のたつたものは食べぬこと
- 一、食物は、火を通したものを、なるべく早目に食べること。

御注意!!

基町地区（旧西郷公園附近）一帯は、ほとんど貸公庁市営住宅その他の公用、公共用の用地になつておりますが、その中に無断で家屋を建築し、事情を知らない一般市民に売却、又は転貸して居ない市営住宅を、得得るような甘言をもつて個人的に転貸しているものがあります。これらは何れも不正取引による行為で、断じて許されないものであります。なお且つこの地区内大部分は早晚公用地化された所で、若しかうな家屋を賣取つたり、或いは借り受けられまうと、その方に家屋の除却、又は明渡しのご請求をし、遂には訴訟沙汰にまでなり（現になつて居る人もあります）大變迷惑を蒙つる結果になりますので、かようなことのないよう十分御注意下さい。その他不審の点がありましたらどうも御遠慮なく市役所建設局管財課管理係にお問い合わせ下さい。

心のゆるみが

けがのもと

春や秋或いは年の暮等人心のおちつかない時には、盜難の被害が多くなつて参ります。広島市警察の統計によると本年一月から六月まで市内で発生した盜難被害の総件数は、四七八九件でその被害額は実に五十八萬三千二百四十四圓十八圓という驚くべき大きな数に上つております。

は、盗難予防上
戸の隙間か

う。とつては最適です。お互いにこの点確實に勵行しましょう。

☆白縮りの勵行

寝るときや外出の際には、必ず白縮りを嚴重にし、また施錠や便所の汲取口等はしはしばし点検し、その不備欠陥の補修などに注意しましょう。

☆自轉車盜難防止には警覺や施錠を怠りなく

自転車は盜難はほんの一寸の隙に乘じての犯罪です。たとえ、少しの時間でも、習慣や施錠をおこたらないよう努めましょう。

☆スリに御用心を

盛り場その他雑踏の場所、或いは電車やバスの中ではスリが絶えずあなたの懐を狙っています。特に身辺に密着してゐるものに対しては十分警戒することが肝要であります。

☆貴重品の保管は分散し、場所を明記しておくこと

一ヶ所にまとめて貴重品を置くこと一時に被害に罹ることが多いです。通帖その他顔面等は綿密に簿冊へ記入しておきましょう。

☆非常ベル等の設置

経費の許す範囲内において近隣間の非常ベル呼鈴を設けることも盜難予防上の方策です。特に銀行会社その他の金庫等類等においては、これらの施設が是非望ましいものです。

(市警本部)

広島市お知らせ

太田川改修工事特集号

28. 10. 25

(市政広報ひろしま新聞) 発行 広島市役所市長室広報係 印刷所 中本印刷株式会社

太田川改修工事は

何故必要か!!

皆さんの記憶に未だ新たなことと思いますが、今年の風水害は、実にさんたんたる有様で、その地区住民の苦難はもとより、復興するとしても莫大な費用がかかり、これを未然に防止する措置、つまり河川改修工事のやるやらないの是非については、ここに多言を要するまでもないと思います。広島市の地勢も三洲洲の上に発達した特殊な土地である関係上、一旦かかる風水害に見舞われれば各河川の堤防は決壊し、満潮位より低い六割の地域はもとより、全水浸しになることは必至と見るべきで、広島市将来の繁栄のため、是非共太田川改修工事の完成を図ることが必要と見ています。現在関係当局としても、本工事の緊要性に鑑み鋭意工事の促進に努力している次第ですが、放水路区域には、多数の住家と田畑、及び漁業に及ぼす影響があり、多年に亘り幾多の難関に遭遇したのでありますが、幸いに関係各位の御理解と協力により逐次解決の糸口を見出すにいたりしました。然し本工事は現在やつと十四%程度済んだばかりで、今後なお多くの問題をもっている大工事であり、ここにその計画のあらましを明かにすると共に、関係各位の絶大なる御協力をお願いする次第であります。

太田川流域の地勢

太田川は、中国有数の河川で、水源を中国霊山脈の高峰である冠山に発し、その標高は海拔二一三九米で広島山口、島根の県境に立っている。中国山脈は中国地方の主隆起軸であつて、一、二〇〇米前後の高峰が連立し、広島県の西部では西南から東北に延び、太田川の北から西北の分水嶺をなしている冠山から真東に延びる標高七〇〇米前後の山脈は二次的の隆起軸であつて、この二つの隆起軸の間に太田川の流域が形成されています。

水源を発した太田川は、初めの断崖線に沿って峡谷奥木川を合せて東北流し、芸北地方の中心地である加計町に至り支川瀧山川を合せて流路を東南に転じて峡谷をなして流す。この東南流の区域は、数個の断崖と交差して流路を断折し勾配は急で峡谷美に富み、安佐郡可部町に於て所謂広島平野に出る。上流は秩父古生層の基盤に花崗岩の露出多く中流部は殆ど花崗岩である。広島平野は洪積平野で広島市はこの平野の下流部太田川の形成した三洲洲の上に発達したものである。太田川は可部町附近にて三篠川、根谷川と合流し広島平野の東辺を流れ市の上流端で更に神田

川西に山手川を分派し更に市中央部では七つの派川となり広島湾に注ぐ東から猿猴、京橋、元安、本川、天満、福島、山手の諸川になっている。

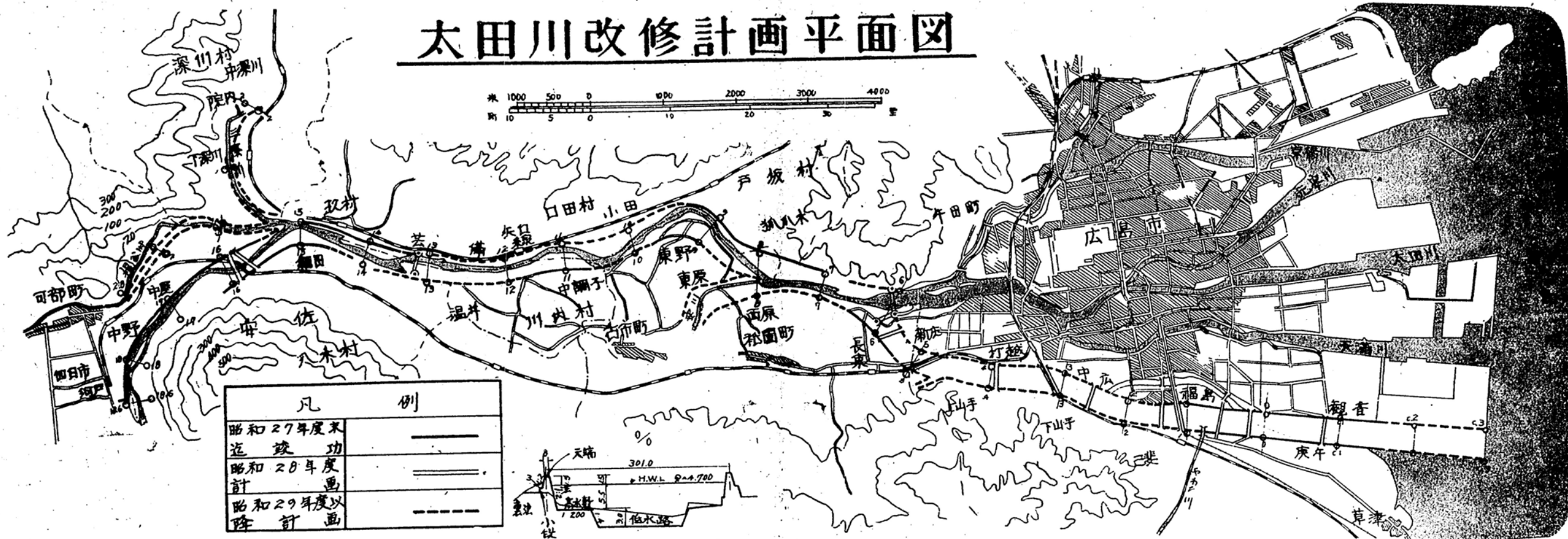
治水計画の概要

太田川流域面積は、一、六五七平方キロでその内約八十二%は山地十八%が平地となつていて、幹川の延長は一〇四キロで水源と河口の間の平均落差は九十分の一というように急である。改修区域の河口から料機一八、六千までの下流部に於てさへも落差は千一米もあつて平均九〇〇分の一の急流となつていて、巾の狭い中国霊山脈の南側に於ける急流河川の性質をよく表わしている。従つて洪水波の伝播速度は非常に早く、毎時十二キロから十五キロに達している。

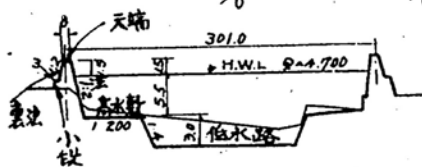
次に太田川の既往洪水量は（大正八年以降）左記の通りであり

大正8年7月	年月日	観測所名	一日別雨量	総雨量	最大洪水量
二 百 四 十 六	加 計		三 一 四 二 一 四 〇 四	三 九 四 五 〇 	

太田川改修計画平面図



凡 例	
昭和27年度末迄 改 功	——
昭和28年度 画	——
昭和29年度 画	——
昭和29年度 画	——



太田川放水路開さく計画

この工事計画の基本は、計画洪水量六、〇〇〇立方メートル毎秒の内、四、〇〇〇立方メートル毎秒の洪水量をこれら開さくする放水路に流し、残りの二、〇〇〇立方メートル毎秒を現在の山手川、福島川を除く五津川に安全に流すことを目的としています。

先ず旧河口から六軒二（広島県企業の広島臨海工業地帯造成事業が完成、現在の河口からは九軒二）の在来山手川分派点で、放水路の分派口として河幅約八〇米、水深四〇〇米、水深低水路（一番低い処）に於て七米、高水深（低水路の上）四米、緩衝勾配（河の上下の勾配）一四〇分の一、二九〇分の一の新川を開削し、又分派口には本川側に固定堰及び水門を設けて水位を調節し、市内派川に流入する洪水量を調整する。

水位は、昭和十八年九月の異常出水の記録から検討し、分派口で東京湾中部潮位上、七米七、河口で異常潮位と洪水の到達時刻を考へ、米五と決定した。緩衝勾配は既往の洪水特に大正八年七月の出水に於ける洪水記録を検討して決定し、その後昭和十八年一回の異常出水及び同二十年の異常出水の記録と推定により補正し、又司令部以下、下流河口までの河床造成の材料の粒度分析等の方法で確認したものです。

放水路工事（下流）の区域は、右岸安芸郡戸坂村と山口田村との村界、左岸は安芸郡福島町西原地区から下流とし、工事延長は一、四四四メートルである。改修堤防は天端（一番高い処）内六米一八米、法勾配（天端の下側の傾斜）は一割とし、裏法（法の反対側）には適当な小段階三米を附し、天端余裕は計画洪水位上二米五としております。放水路の下流（山陽線橋から下）は福島川の流路を利用するもので、この間安芸川八幡川に逆流防止の水門を設け、各道路に連する橋（位置都市計画により変更の予定）三基、電線橋、山手橋、山陽線橋等の橋梁又は堤防で遮断される下水路等には橋を設ける。上流部に於ても同様山手川には逆流防止堤を接続し、安芸川には水門、その他水路遮断箇所には橋門、道路坂路等と堤防との交点には取付道路を設け、必要に応じて新橋三基、山手橋等又鉄道司部線橋と数多くの大橋造物を設ける。

なお、放水路の完成により、福島川の一部降川と、三

瀬打越地区の放水路右岸山手の堤防と山との間に生ずる凹地、大芝地区の放水路分派点下の河幅を調整（狭くする）する箇所にはそれれ埋め立てつゝによる剰余土をもつて埋立。以上これらの工事は広島市の復興事業と平行して行ひ、以上勿論肝要である。

今放水路開削計画の工事量を示す次の通りである。

- ① 浚 渫 二、二七一、八〇〇立方メートル
- ② 堀 削 二、九八八、三〇〇立方メートル
- ③ 築 堤 二、〇六六、三六三立方メートル
- ④ 護 岸 一、三五五、六八〇立方メートル
- ⑤ 導 流 堤 三、四五四、四四四立方メートル
- ⑥ 分水堰（固定堰、及び水門）一カ所 一、六三〇立方メートル
- ⑦ 水 門（揚水設備を含む）二カ所

附帯工事として

- ① 橋 梁 道路橋 六カ所 鉄道橋 二カ所 鉄橋 一カ所
- ② 橋 梁 道路橋 六カ所 鉄道橋 二カ所 鉄橋 一カ所

この計画実施のために必要用地並びに物件移転は、大抵次の通りである。（昭和二十七年以降）

- 1 土 地 四三三五反
- 2 家 屋 六六六戸

以上述べたように放水路の開削について、その工事量は相当規模の大きなものであるし、完成までには今後（二十八年）十五年は要するものと思われる。

然し、効果的工事方法として、四、〇〇〇立方メートルの約半分程度洪水量は四、五年の内に流下放流で得る機動力して居ります。

上流改修の計画

この太田川改修工事は、主に下流放水路工事を対照として昭和七年着手されたものでありますが、上流部工事でも下流部の工事と密接な関係があるので、放水路工事が相当進捗後に着手する予定であつたが、過半昭和十八年に引続き十年の大出水で司令部以下全川に亘りその貧弱堤防は至る處で出水破壊し、沿線農耕地は一面泥海と化しその惨状は言語に絶するものがあつたので、早急に根本的な改修工事が要せられ、下流放水路と協調を合わせ着手することになりました。

2 家 屋 一五四戸

II 工事の進捗状況 II

A 放水路工事

放水路は、太田川改修工事は決定と同時に昭和七年度から着手し、福島川の下流部を開さく、左岸南郷町、右岸三軒八幡川まで施工。

昭和十八年から戦争のため工事を一時中止したが、二十一年から工事を再開、今時から新たに着手した安芸郡戸坂村在堤防の改修工事をし、昭和十八年、二十年に開削した同堤防の復旧を図つた。然し一方放水路工事には十五年度まで放水路用地問題の未解決により着手し得ず、戸坂村地先に於ける堀削・築堤・護岸等の工事を積極的とし、一応の竣工を遂げた。

昭和二十六年に至り、戸坂村の下流田中水地区に於ける築堤工事と用地問題の一部解決により広島市の北部福島町長原の堀削工事を施工。

二十七年では、長東地区の築堤工事と長原田中より約〇、八米高い改修堤防小段までの高さの堤防を施工し、西原地区の内水及び安芸川の洪水時に於ける洪水時の排水にそなへ、堤防の延長は制限を受け、これがため将来排水機能の低下時まで堤防の延長は望めない。

二十七年から二十八年度中に於て補填問題についての話し合いの進行に於て放水路中流部の堀削工事と再度下流の浚せつ工事をし、福島川の埋立、中流部の三溝、打越地区の埋立を施工するものである。

以上現在までの竣工割合は十五である。

B 上流改修工事

上流改修工事は決定した昭和二十一年度から、過去昭和十八年、二十年の最大洪水により破壊した安芸郡司令部地先に於て工事に着手し、昭和二十五年までには島山村八木村の各地に工事を進め三軒余の築堤を竣工した。

二十六年に至り前記各地の築堤工事と新しく司令部線鉄道橋の付替工事を始めた。又太田川右岸川内村、左岸落合村に新しく工事に着手し、二十八年度まで築堤施工である。

なお、本年度に於て司令部線橋の竣工と太田川橋の拡張工事を行い、暫々その通達を図つて居る。又太田川改修区域中最も狭小なる古市町、福島町と戸坂村との間の堀削工事は本年度より着手する予定である。

以上上流部の竣工割合は十一である。

- 1 土 地 二二三反

- ① 橋 梁 道路橋 三カ所 鉄橋 一カ所

- ② 橋 梁 道路橋 三カ所 鉄橋 一カ所

- ③ 橋 梁 道路橋 三カ所 鉄橋 一カ所

- ④ 橋 梁 道路橋 三カ所 鉄橋 一カ所

- ⑤ 橋 梁 道路橋 三カ所 鉄橋 一カ所

- ⑥ 橋 梁 道路橋 三カ所 鉄橋 一カ所

- ⑦ 橋 梁 道路橋 三カ所 鉄橋 一カ所

- ⑧ 橋 梁 道路橋 三カ所 鉄橋 一カ所

- ⑨ 橋 梁 道路橋 三カ所 鉄橋 一カ所

- ⑩ 橋 梁 道路橋 三カ所 鉄橋 一カ所

太田川改修工事進捗状況調書 28.3.31現在

区 別	種 別	単 位	昭和7年 度より昭 和20年度 迄	終 戦 昭和21年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	昭和21年度 より昭和26 年度迄の竣 工高	27年度	昭和27年度 末迄の竣工 高	太字は暫定 予算分 28年度	29年度以降	全体計画 28年度以降
全 体 の 部	浚渫	m ³	320,460	0	0	0	0	0	0	320,460	0	320,460	250,000	2,021,800	2,271,800
	掘削	m ³	186,087	6,859	27,908	125,900	98,360	107,080	161,580	713,774	247,828	961,602	418,570	4,867,860	5,386,430
	築堤	m ³	378,402	8,284	27,966	123,566	93,860	104,500	108,760	945,338	140,610	1,085,948	162,330	3,223,053	3,385,383
	護岸	m ²	24,467	740	2,325	7,600	15,559	23,588	2,373	96,652	4,352	81,040	444	588,098	588,542
	堰	ヶ所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	橋梁	ヶ所	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	3	11	12
	水門及樋門	ヶ所	1	0	0	0	5	3	2	10	3	13	0	63	63
	用地費	円	10,273	0	1,097,000	5,752,000	11,971,000	19,487,000	126,891,000	165,208,273	275,404,000	440,672,273			
	事業費	円	5,642,000	7,296,000	7,420,000	31,600,000	49,600,000	68,600,000	225,000,000	395,158,000	380,000,000	775,158,000	420,000,000	7,450,000,000	7,870,000,000
	竣工歩合	%	0.01	0.01	0.01	0.5	0.8	1.2	4.0	7.2	6.7	14	8.0	78	86
下 流 の 部	浚渫	m ³	320,460	0	0	0	0	0	0	320,460	0	320,460	250,000	2,021,800	2,271,800
	掘削	m ³	186,087	2,216	10,690	51,597	61,600	18,100	84,580	414,875	76,199	491,074	303,500	2,694,810	2,998,310
	築堤	m ³	378,402	2,216	10,567	51,590	60,100	15,700	64,180	582,755	34,500	617,255	0	1,355,680	1,355,680
	護岸	m ²	24,467	0	467	680	3,682	10,218	843	400,357	0	400,357	0	305,276	305,276
	堰	ヶ所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	橋梁	ヶ所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	9
	水門及樋門	ヶ所	1	0	0	0	2	2	1	5	1	0	0	40	40
	用地費	円	10,273	0	1,097,000	2,263,000	5,049,000	10,444,000	110,441,000	129,304,273	258,145,000	387,449,273			
	事業費	円	5,642,000	3,500,000	3,180,000	17,300,000	25,600,000	35,900,000	165,000,000	256,122,000	295,700,000	551,822,000	330,000,000	5,498,000,000	5,828,000,000
	竣工歩合	%	0.02	0.01	0.01	0.4	0.7	1.0	4.6	7.0	7.2	15	9.9	76	85
上 流 の 部	浚渫	m ³	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	掘削	m ³	0	4,643	17,218	74,303	36,760	88,980	77,000	298,630	171,629		115,070,000	2,173,050	2,288,120
	築堤	m ³	0	6,068	17,399	72,276	33,760	88,800	44,580	262,883	106,110	368,993	162,330,000	1,867,373	2,029,703
	護岸	m ²	0	740	1,858	6,920	11,877	10,337	1,530	33,262	4,352	37,614	0	283,266	283,266
	堰	ヶ所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	橋梁	ヶ所	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	3	4
	水門及樋門	ヶ所	0	0	0	0	3	1	1	5	2	7	0	23	23
	用地費	円	0	0	0	3,489,000	6,922,000	9,043,000	16,450,000	35,904,000	17,319,000	53,223,000			
	事業費	円	0	3,796,000	4,240,000	14,300,000	24,000,000	32,700,000	60,000,000	139,036,000	84,300,000	223,336,000	90,000,000	1,952,000,000	2,042,000,000
	竣工歩合	%	0	0.02	0.02	0.05	0.1	1.7	3.1	7.2	4.4	11	4.8	85	89

28. 11. 1

よりよい生活を築きましょう

◆十一月二十三日・勤勞感謝の日◆

平和都市ひろしまに大度び迎える勤労感謝の佳き日は、皆さん方の平素の労をねぎらいお互いの生存を感謝し合う日として働

の日を中心として次のような行事を行う予定です。

- 一、優良勤勞者の表彰
 - 二、勤勞者慰安大会
 - 三、勤勞婦人生活座談會
 - 四、日雇勞働者此間慰問
 - 五、業務災害による入院患者の慰問
 - 六、日雇勞働者の定職促進座談會
 - 七、産業別十大事業場における、業務災害予防対策
- 座談會
- (勞政課)

(勞政課)

11月から歯科も診療開始

皆様の御利用を

お待ちしています

— 広島市民病院 —

昨年八月開院以來、
その近代的設備とサ

とになりました。

特にその治療器具は最新の豪華なものです。

これで綜合病院としての広島市民病院は、皮膚科、泌尿科を残すのみで、現在、内科、外科、小児科、産婦人科、第三内科、耳鼻咽喉科、眼科、放射線科、齒科の九科となっており、又これに伴う病床の増設も個室の設備をもつた二〇一病棟の鉄筋構架の建築が、目下着工されておりますので、今後とも少しづつ御利用下さい。

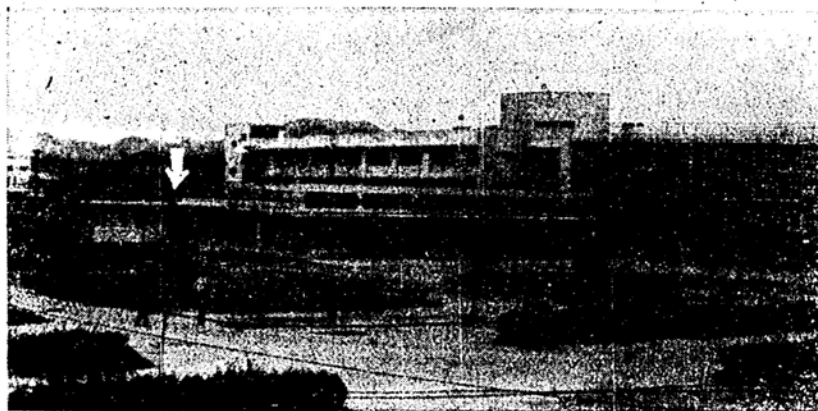
蘭科 部長 竹中 幸四郎

医員 谷口 昭夫

菌科衛生士 高松 ナミ子

(社会保険広島市民病院)

◎回覧にしてお読み下さい



(写真は広島市民病院・矢印は101病床建築場所)

いよいよ十一月から取締りを実施

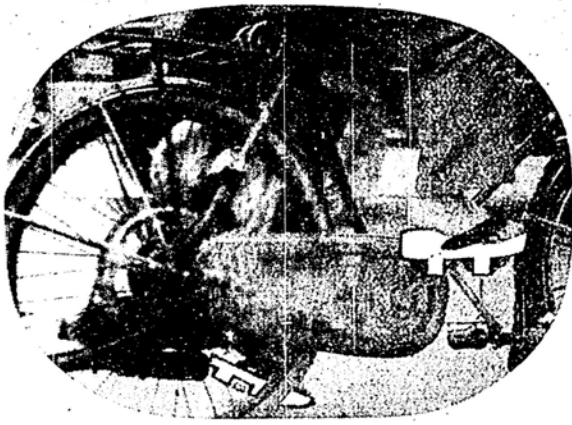
訓練期間終えた「広島市道路交通取締条例」

今年五月一日から施行いたしました「広島市道路交通取締条例」は六ヶ月の指導訓練期間を終え、いよいよ十一月から取締りを行うこととなりますので、再びこの条例の要旨をお知らせするとともに市民の皆さんの御協力をお願いいたします。

●電車、自動車の待ち合わせの注意―第四条―

軌道車又は乗合自動車待ち合わせの者は、安全地帯のある場合は安全地帯内、安全地帯のない場合は歩道のある道路では左側の歩道上で、歩道のない道路では道路の左側端をそれぞれ待ち合わせ、乗車しなければなりません。

●けたばき運転はやめましょう―第九条―



自動車（原動機付自転車を含む）は、けたばきその他の安全運転を妨げるものがある服装で運転してはならない。

●自転車には住所氏名をかきましよう―第十二条―

広島市居住の自転車（商品を除く）の所有者は、後部より右の見易い箇所に、その住所及び所有者名を明示しなければなりません。

●二輪自転車の荷物の制限―第十三条―



二輪自転車には、次の制限をこえて荷物を積載してはならない。但し、警察官吏の承認を受けたときはこの限りでない。

- 一、高さ地上から 一・六メートル
- 二、幅 一・〇メートル
- 三、長さ 一・〇メートル

●三輪以上の自転車の構造及び荷物の制限―第十四条―

三輪以上の自転車（側車付自転車を含む）の構造が、次の制限をこえるものはこれを使用してはならない。

- 一、高さ 二・〇メートル
- 二、幅 一・三メートル
- 三、長さ 二・八メートル

前項の自転車には、その構造の制限をこえて荷物を積載してはならない。但し、警察官吏の承認を受けたときはこの限りでない。

●自転車使用者は次のことを守りましよう―第十五条―

- 一、自転車を使用する者は、次の事項を守らなければならない。
- 二、ハンドルから同時に両手を離して運転しないこと。
- 三、交通の繁雑な道路においては、二台以上並んで進行しないこと。

しないこと。

四、進行中他の車馬又は軌道車と競走しないこと。

●道路を汚損しないようしましよう―第二十三条―

瓦石、木片、ガラス、釘、針金、空き缶、じんかい、灰くず、どろ土等通行する歩行者又は車馬を損傷し、あるいはこれに迷惑を及ぼす虞のある物を道路に放置し、若しくは捨ててはならない。

●道路を大切にしましよう―第二十四条―

道路を汚損した者は、すみやかにこれを原状に回復しなければなりません。但し、重大な交通事故などによつて道路を汚損したときは、警察官吏の指示に従わなければならない。

●人寄せ行為をしてはいけません―第二十六条―

道路又は沿道の土地若しくは建物において、車馬の交通を妨害し、又は歩行者の通行に支障を与える虞のあるような人寄せ行為をしてはならない。但し、警察署長の許可を受けたときはこの限りでない。

●道路で自転車及び乗馬の練習をしてはいけません―第二十八条―



交通上危険のある道路において、自転車又は乗馬の練習をしてはならない。

●路上でたき火をしてはいけません―第二十九条―

正当の理由のある場合の外、道路においてたき火をしてはならない。

（市警本部）

火災シーズン来る

すべてが灰になる

火災を防ぎましよう

戦後増加の一途をたどつていた火災は、本年に幸ひ急増し、既に六月末までに全国で二万四千七百三十三件という戦後の最盛を示してきました。これは人口の増加その他種々の理由があるとしても、一般火災の恐ろしさが徹底しないため、火災予防の觀念が十分でないことに大きな原因があると思われまふ。

ちなみに本市のみの件数を見ても、一月から現在まで一四二件の火災が発生し、（昨年同月では八八件）その損害額も実に六千三百五十五万二千七百六十四円という巨費にのぼつています。

この火災の原因にはいろいろありますが、依然として多いのは煙突、石油コンロ、焚火、子供の火遊び等私達の日常生活に關聯の多いものばかりです。ですからこの火災私達の適正な管理と、ほんのちととした注意力によつて未然に防止できる訳であります。

十一月といふところから、この吹く寒い季節となり火災の使用がふえて参ります。関係當局ではこのときを以て、全国一斉に來る十一月十六日から十一月一日までの一週間、秋季火災予防運動を展開することになりました。

広島市の於ても火災予防知識の徹底を期するため、次の行事を実施いたします。

お互いの繁栄と幸福をきつため、御協力をお願いします。

★防火映画、紙芝居、その他による宣伝

★消防機関自体の訓練状況の公開

★消防職員、消防団員による立入り検査の一斉実施

★工場、学校等の初期消火、避難、訓練の指導

★消防に關する講演会、座談会等の開催

（消防局）

広島市商工課では、今回中小企業の育成発展の一手段として、その設備の更新、補修又は改良等による製品の優良化、コストの引き下げ等経営の合理化のための資金を貸し出す制度を設け、十一月一日から融資希望者の申込を広く受けることにいたしました。

左記該制度で、融資希望者は貸付に限度がありますので早急に御申込み下さい。

一、融資対象 市内に主な事業場を有している協同組合（中小企業等協同組合法）によつて設立された組合に限る。又はその組合員で左記事業を営営するもの

1 輸出（特需を含む）産業及びその関連産業

2 重要産業及びその関連産業

3 特殊企業

4 生活必需品関連産業

二、融資資金の枠 二千万円

三、融資条件

1 貸付金額

組合の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

組合員の場合（一件に付）

中小企業の経営合理化へ 設備近代化資金融資制度決る

百日せき・ジフテリア・種痘の定期予防接種

十一月二日から実施

昭和二十八年年度の百日せき・ジフテリア・種痘の各定期予防接種を、昭和二十八年十一月二日から昭和二十九年一月三十一日まで左記の通り実施いたします。該当者は一人一人受け付けて下さい。

一、日時 昭和二十八年十一月二日（各病院の診療時間中）

二、経費 百日せき（一回接種）一回につき 三十円

ジフテリア（一回接種）一回につき 十円

種痘 一回につき 十円

三、接種を受ける人

百日せきの生後三月から六月になるまでの間（三週間を隔てて一回接種）

②前記定期接種後十一月から十八月になるまでの間（追加接種一回接種）

③ジフテリアの生後六月から十二月になるまでの間（三週間を隔てて一回接種）

④小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

種痘の生後二ヶ月から十二月になるまでの間

②小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

③小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

④小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

⑤小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

⑥小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

⑦小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

⑧小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

⑨小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

⑩小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

⑪小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

⑫小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

⑬小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

⑭小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

⑮小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

⑯小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

⑰小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

⑱小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

⑲小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

⑳小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

㉑小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

㉒小学校へ入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内

母子福祉資金の貸付 (本年二回目) 11月1日から受付開始

- 一、資金の種類
 - 1 生産資金 事業を開始するための資金 五万円まで
 - 2 事業継続資金 事業継続資金 三万円まで
 - 3 高度資金 就職に必要な高度資金 一万五千円まで
 - 4 技能習得資金 就職及び生業のための技能習得資金 月額 千五百円まで
 - 5 生活資金 右掲各期間中の生活資金 月額 千円まで
 - 6 修業資金 児童が就職のための技能習得資金 月額 千五百円まで
- 二、その他
 - ①種痘は、必ず二週間後検診を受け、検診の結果陰性の場合には直ちに更に一回接種を受けて下さい。
 - ②百日せき、及びジフテリアの注射を生後受けていないものは、今回は必ず三回接種すること。
 - ③各接種の済んだ人は、接種を受けたことについて必ず証明書をお受け取り下さい。
 - ④希望の人も受けられます。

法務大臣から表彰

「戸籍と住民登録の事務処理について」

市民の皆さんの生活と深い関係にある戸籍と住民登録について、本市の事務処理が特に理解と熱意をもつてなされているというので、去る十月七日全国連合戸籍事務協議会第六回総会の席において、法務大臣から表彰されました。

これも市民の皆さんの深い理解と御協力によるものと感謝いたしますと共に、係のものも今後一層の努力を重ねたいと思います。

昭和28年度 市民税（納期28・9・30） （納期28・10・30）

の納期限が過ぎました

市民税、固定資産税の徴収令書と督促状が既にお手元へ届いていることとなります。未だ納付していない方は一日も早く左記の市公金取扱所へ納税下さい。

- ① 広島市内各出張所
 - ② 広島銀行本店及び各支店
 - ③ 市内郵便局
 - ④ 広島信用金庫本店及び各支店
 - ⑤ 広島相互銀行本店及び各支店
 - ⑥ 広島市農協組合及び各支店
- なお、納期までに納付しないときは、延滞日数に上つて附金（督促手数料、延滞金、延滞加算金）が加算されますから一日も早く納めて下さい。

第13回市民ハイキング実施

- 一、期 日 昭和二十八年十一月八日（日）
- 二、集合場所 西広島駅（広島駅西口）午後八時三十分集合
- 三、コース 西広島駅→草津→鈴ヶ峰→ゴール
- 四、携行品 弁当、水筒
- 五、経 費 西広島→草津、鈴ヶ峰→ゴール前 西広島までの電車賃（体費）

